

# 岐阜県公報

## 目次

岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(人事課)

## 規則

号外(一) 令和三年十二月二十八日

岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二百二十五号

岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和二年岐阜県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第八号」の下に「第十一号、第十四号及び第十五号」を加え、同項第九号中「次項第九号」を「次項第七号」に改め、同項に次の五号を加える。

十一 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一 会計年度において五日(当該通院等が体外受精その他の知事が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日)(勤務日)との勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、知事が定める時間)の範囲内の期間

十二 六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

十三 女子の会計年度任用職員が出産した場合 出産の日から八週間を経過する日までの期間(産後六週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

十四 会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合、知事が定める期間内における二日(勤務日)との勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、知事が定める時間)の範囲内の期間

十五 会計年度任用職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項において子に含まれるものとされる者を含む。次項第三号イ及びハを除き、以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき、当該期間内における五日(勤務日)との勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、知事が定める時間)の範囲内の期間

第十条第二項中「第四号」を「第二号」に、「第七号」を「第五号」に、「第十一号」を「第九号」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項において子に含まれるものとされる者を含む。第五号イ及びハを除き、以下同じ。」を削り、同号を同項第一号とし、同項第四号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条第三項中「前項第一号及び第二号」を「第一項第十二号及び第十三号」に改める。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

令和三年十二月二十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐 阜 県 庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社